

様式第2号（第3条関係）

誓 約 書

- 1 入居者_____は、次の表に掲げる就業者向け定住促進住宅及びその建具その他造作一式について、北杜市営就業者向け定住促進住宅条例及び北杜市営就業者向け定住促進住宅条例施行規則の規定を堅く守り、下記事項を遵守することを連帯保証人との連署をもって誓約します。

記

- 1 毎月25日までに、その月分の家賃を納付します。ただし、25日（25日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときは、その翌日以降における休日以外の日で25日に最も近い日）が土曜日に当たるときは、その翌々日までに家賃を納付します。なお、月の途中で明け渡す場合にあっては、当該明け渡す日までにその月分を納付します。
- 2 次に掲げる各号を遵守します。
 - (1) 入居期限を守ります。
 - (2) 鉄砲、刀剣類、爆発物その他これらに類する危険なものを製造又は保管しません。
 - (3) 大型の金庫その他の重量の大きな物を製造又は保管しません。
 - (4) 排水管を腐食させるおそれのある液体、又は詰まらせる原因となるものを流しません。
 - (5) 共同施設に物品を置きません。
 - (6) 楽器、テレビ、ステレオ等の音を異常に大きく出すことはしません。
 - (7) 犬（身体障害者補助犬を除く。）、猫その他猛獣、毒蛇等の近隣に迷惑を及ぼすおそれのある動物を飼育しません。
 - (8) 掲示板以外の共同施設に看板、ポスター等の広告物を掲示しません。
 - (9) 共同施設を占有しません。
 - (10) 前項以外のもので、就業者向け定住促進住宅の周辺的环境を乱し、又は、他に迷惑を及ぼす行為はしません。
 - (11) その他前各号に掲げる行為に準ずるものとして市長が認める行為をしません。
- 3 次に掲げる各号に認定されたときは、速やかに就業者向け定住促進住宅を明け渡します。

- (1) 前項各号に違反し明渡し請求があったとき。
 - (2) 不正な行為によって入居したとき。
 - (3) 家賃を3月以上滞納したとき。
 - (4) 就業者向け定住促進住宅、附帯施設又は共同施設を故意に毀損したとき。
 - (5) 正当な理由によらないで15日以上就業者向け定住促進住宅を使用しないとき。
 - (6) 北杜市就業者向け定住促進住宅条例施行規則第7条及び第10条並びに条例第14条で準用する入居者の保管義務、転貸等の禁止、用途変更の禁止、模様替え及び増築までの規定に違反したとき。
 - (7) 就業者向け定住促進住宅の入居期限が満了したとき。
 - (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したとき(入居者等が該当する場合を含む。)
 - (9) 単身世帯になったとき。ただし、1LDKを除く。
- 4 次の各号に掲げる事由が生じた場合は、あらかじめ市長の承認を得ます。
- (1) 連帯保証人を変更しようとするとき。
 - (2) 同居を認められた者以外の者を同居させようとするとき。
 - (3) 賃貸借契約者が死亡し、又は退去した場合で同居者である配偶者が契約者の地位を継承するとき。
 - (4) 就業者向け定住促進住宅を模様替えしようとするとき。
- 5 次の各号に掲げる事由が生じた場合は、市長に届け出ます。
- (1) 世帯員に出生、死亡又は転出等の異動があったとき。
 - (2) 入居者の氏名が変更になったとき。
 - (3) 連帯保証人の住所、氏名に変更があったとき。
 - (4) 毎年度の現状報告期限になったとき。
 - (5) 就業者向け定住促進住宅を引き続き15日以上使用しないとき。
 - (6) 就業者向け定住促進住宅を明け渡すとき。
- 6 連帯保証人_____は、次の事項を遵守します。
- (1) 入居者_____が上記事項に違反した場合に市長が行う是正・指導に協力し、また、次に掲げる場合は、当該入居者に代わってその債務又は修繕若しくは原状回復に要する費用負担義務を負うことを承諾します。
 - ア 入居者が家賃を滞納したとき。
 - イ 入居者が入居者の負担すべき住宅等の修繕に要する費用を負担しないとき。
 - ウ 入居者が市長に無断で立ち退いたとき。
 - (2) 入居者が市長に無断で立ち退いたときは、入居者に代わって自己の責任

において、退去届の提出及び家財等の処分を行います。

年 月 日

北杜市長 様

入 居 者 住所

氏名 ⑩

連帯保証人 住所

電話番号

勤務先

電話番号

氏名 ⑩

注 印は、印鑑証明書と同一印を押印してください。